

令和6年第4回久万高原町議会定例会

令和6年12月20日

○議事日程

令和6年12月20日 午後1時30分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 89号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）
の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第 90号 | 既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について |
| 日程第3 | 議案第 92号 | 久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第4 | 議案第 93号 | 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第 94号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第 95号 | 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第 96号 | 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計
補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第 97号 | 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第9 | 議案第 98号 | 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第10 | 議案第 99号 | 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第11 | 議案第100号 | 令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第101号 | 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算
（第2号） |
| 日程第13 | 請願第 2号 | 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請
願 |

○追加議事日程

追加日程第1 議案第104号 久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第105号 動産の取得について

追加日程第3 発議第 9号 私学助成の充実強化等に関する意見書について

追加日程第4 総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第5 産業建設常任委員会所管事務調査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番 熊代祐己

2番 高橋末廣

3番 光田優

4番 田村昭子

5番 瀧野志

6番 西山清一

7番 阪本雅彦

8番 大原貴明

9番 高橋誠

10番 大野良子

11番 森博

12番 岡部史夫

13番 玉井春鬼

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 住野秀志

総務課長 西村哲也

住民課長 菅和幸

保健福祉課長 中川茂俊

建設課長 猪上浩明

林業戦略課長 小野哲也

まちづくり戦略課長 高木勉

農業戦略課長 西森建次

会計管理者 藤岡和雄

病院事業等統括事務長 沖中敬史

教育委員会事務局長 大西洋三

消防本部消防長 大野秋義

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は 13 名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午後 1 時 30 分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1、議案第 89 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分について」を議題とします。 本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。 (瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)
瀧野委員長	総務文教厚生常任委員会に付託されました案件について、報告をいたします。 議案第 89 号につきまして、12 月 12 日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告します。 議案 89 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分について」 総額 1 億 2,170 万円の増額補正。累計 94 億 9,360 万円となっております。 歳入の内容は、地方交付税 8,280 万 9,000 円、災害復旧費分担金 18 万円、前年度繰越金の増額、1,551 万 1,000 円、災害復旧事業費 2,320 万円となっております。 審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 以上です。
議 長	常任委員長の報告は終わりました。 ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第89号につきまして、12月12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分について」

総額1億2,170万円の増額補正で、累計94億9,360万円となっております。

歳出の内容は、農地農業用施設災害復旧費1,770万円、林業用施設災害復旧費2,100万円、公共土木施設災害復旧費8,300万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第 8 9 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分について」質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございますか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 9 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分」は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

議 長 日程第 2、議案第 9 0 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名）

瀧野委員長

それでは、総務文教厚生常任委員会に付託されました議案 90 号につきまして、審査を行いましたので、その概要を報告をいたします。

議案第 90 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

改正する条例は、総務関係では、適正を確保するため、一部を改正する条例として、

- 1、久万高原町防災会議条例。
- 2、久万高原町青少年育成センター条例。
- 3、久万高原町病院及び診療所、使用料及び手数料条例。

一部改正に伴い廃止する条例として、

- 1、久万高原町水防協議会条例。

設置目的等に適性が確保できず、今後も条例適用が見込めないため、廃止する条例として、

1、久万高原町設置による久万高原町看護学生、及び理学療法学生等に対する奨学金支給条例の執行に伴う経過措置を定める条例となっております。

審査では、水防協議会のやっていた協議は、防災計画の中のどの組織が行うこととなるのか、との質疑に、水防協議会と防災会議の構成員が重複するため、組織を統一するものと答弁があった。

また、水防協議会は、災害対策本部等での対応となるのか。防災計画の中に水防関係の組織を盛り込むということなのか、との質疑に、防災会議と災害対策本部会議とは別の組織ということになる。

防災会議の中で、水防に関することも一括して協議することとなっているとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第 9 0 号につきまして、1 2 月 1 2 日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第 9 0 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

改正する条例は、本委員会関係では、設置目的等に適時性が確保できず、今後も条例適用が見込めないため、廃止する条例として、1、久万高原町柳井川集会所条例。2、久万高原町国民宿舎運営審議会条例となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第 9 0 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 0 号「既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
議 長	日程第 3、議案第 9 2 号「久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。 (高橋末廣産業建設常任委員長を指名)
高橋末廣 委 員 長	産業建設常任委員会に付託された議案第 9 2 号につきまして、1 2 月 1 2 日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。 議案第 9 2 号「久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」

本条例の改正は、開園 25 年を経過した久万農業公園において増加している施設の維持修繕費や、今般の物価及び人件費等の高騰に対応するため、利用料等を改正するもので、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日であるが、別表第 2、農業研修センター、イチゴ園利用の改正については、令和 7 年 1 月 1 日となっております。

審査では、イチゴ園利用料の改正はかなり上がっているが、近隣の情勢、状況を見ながら、段階的に上がるのか。料金設定はどのように決定するのかの質疑に、近隣のイチゴ園の状況を見ながら、慎重に料金の改定を行いたい。

料金設定は、農業公園を中心に検討し、理事者に送金するという形になると、答弁があった。

また、幼児、小学生、高齢者の料金設定は考慮して決定し、周知も必要であるが、との質疑に、料金の改正は 1 月 1 日からの施行になるので、速やかに料金設定して、公表したいとの答弁があった。

イチゴ園の開設目的とその成果についての質疑に、町内の農業経営品目の拡大と、幅広い年齢層をターゲットとした、農村交流による町の活性化を目的に開設しており、成果としては、町内の農家育成には至っていないが、菓子店やカフェでの活用、道の駅での販売など、町の特産品づくりに貢献しているとの答弁があった。

また、利用者の総数、小学生以下の人数割合についての質疑に、3 月から 6 月の入園者は 349 人で、うち小学生以下の人数は 77 人になっている、との答弁があった。

また、今回、改正する金額は、上限ということであるが、子供連れの家族の利用を増やし、交流人口の増大をつなげる意味でも、小学生以下の料金を低く設定するなど、考えはあるかとの質疑に、幼児、小学生、高齢者との料金設定の際には検討していきたい、との答弁があった。

イチゴ園の利用料の改正案における、従前と今回との歳出根拠に差があるか、との質疑に、算出については、平均的な 1 人当たりのもぎ取り量の経費を加算して、前回同様に近隣の状況を参考にして設定を行うもの、との答弁があった。

現状のイチゴ園の利用料収入が、関係費用に占める割合は、また改正によっ

てどのくらいになると試算されているか、との質疑に、令和５年度で約６％となっており、現在の利用状況とすると、一、二％程度の伸びと考えている、との答弁があった。

また、今回の改正では、大幅な改善は見込めないと思うが、当分の間は、会計人口とか、家族連れの方々を招き、交流人口の増を優先するという事かとの質疑に、運営は厳しい部分があるが、料金的には、他のイチゴ園ともあまり差異ないような形で行いたい、との答弁があった。

また、他のイチゴ園との比較で、久万高原町のイチゴ園の利用料金を大幅に引き上げる理解は得られないと考えているか、との質疑に、今回からインターネット予約を開始するそれぞれの園を見て、安いところに行かれるとも考えられるので、松山圏域の各イチゴ園が、ある程度、同じような料金体系で行いたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

議案第９２号「久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」を、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

	これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 2 号「久万高原町久万農業公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
議 長	日程第 4、議案第 9 3 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。 本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。 (瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)
瀧野委員長	総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第 9 3 号につきまして、審査を行いましたので、その概要を報告をいたします。 議案第 9 3 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 4 号）」 予算の補正額は、総額 5 億 6 1 0 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、累計 9 9 億 9, 9 7 0 万 1, 0 0 0 円となり、これは前年度同期予算と比べ、1. 6 % の増額となっています。 歳入の主なものは、地方交付税は、普通交付税 1 億 7, 6 9 0 万 3, 0 0 0

議 長	休憩前に引き続き、会議を行います。 (午後 2 時 1 1 分) 瀧野委員長から訂正の申入れがありましたので、これを認めます。
瀧野委員長	ただいま、民生費の中で、子ども家庭センターの開設準備費用について申し上げましたが、私の読み違いでございますので、取り消したいと思います。 審査において、総務課関係では、美川支所の修繕が計上されているが、柳谷支所、面河支所についても、年次計画で修繕をするのかとの質疑に、必要に応じて修繕は行っていくが、調査等を行い、緊急度の高いものから行っていく、との答弁がありました。 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業の完了に伴い、とは、どのような事業が完了したのか、との質疑に、非課税世帯等へ電力、ガス、食品等の価格高騰に係る支援給付金の給付、また、それぞれの施設での給食費の負担軽減、処置等を行った事業との答弁があった。 町が使うゆりナビをLINEに移行することであるが、その大きな理由とは、との質疑に、一方向のやり取りから、双方向でのやり取りが可能となる、との答弁がありました。 また、行政のDX推進はどのように進める計画なのか、との質疑に、簡単な申請手続や、アンケート等情報収集、セグメント、配信など想定しており、順次、検討しながら進めたいとの答弁がありました。 また、高齢者など、スマホやタブレットを持っていない方に対して、今後どのような対応を考えているのか、との質疑に、今現在、DX推進計画を策定中であり、今後検討していきたい、との答弁がありました。 また、広報誌のデジタル化は業務の効率化につながると思うが、検討はされているのか、との質疑に、現在もホームページ等で公開してきているが、デジタルへの移行時期についても、今後検討していきたい、との答弁がありました。 デジタル化に係る情報のセキュリティ問題についても、DX推進計画の中でしっかり対応する必要があるが、計画の内容など、議会との情報共有が大切であるが、との質疑に、DX推進計画を立案する上で、愛媛県が設置しているDX推進専門官との情報交換ができる場を設定して、協議しながらDX推進計画をつくり上げたい、との答弁がありました。

また、町は多くの計画を策定しているが、専門性を持った人材育成はどのように考えているのか、との質疑に、今の行政課題は広範囲にわたって深くなっており、専門性が求められている。専門職はバランスを持って育成し、配置していく必要がある、との答弁がありました。「朱書きは取り消し前の発言」

これから世の中の変わるスピードを考えると、理事者、職員、議会、町民の皆さん全員が、いろんな情報が早く伝わる体制が必要で、スピード感を持ってやるべきだと思うがどうか、との質疑に、組織全体としてスキルアップを目指し、目的を持った研修をしながら、人材を育成していく必要がある。行政として力が及ばないところは、必要に応じて外からの人材の確保を考えたい、との答弁があった。

また、町は上下水道などの生活インフラの地震対策をしっかりとっていくべきと思うが、どう考えているのか、との質疑に、災害対策については、町民自身にも取り組んでいただく部分もあるが、各課横断的に、連携して役場全体として取り組む必要がある、との答弁がありました。

住民課関係では、厳しい国内情勢の中、税収における収納状況は、との質疑に、人口減少もあり、今後も税収は減っていくと思われるが、徴収率については98%となっている、との答弁があった。

また、非課税世帯、住民税、所得税、法人税は、人口減少に伴って減ってくるが、極端に減るとは考えていないのか、との質疑に、極端な減少は考えていないが、穏やかな減少は考えられる、との答弁があった。

また、来年3月にマイナ免許証が発行されるが、問合せ等どう対応するのか、との質疑に、警察、運転免許センターへの問合せを案内するとともに、町のホームページ等も活用しながら周知を図っていききたい、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、子供は減っている状況だが、子供医療費が増加している要因は、との質疑に、長期入院が増えたこと、検査など高額医療になる方が増えたことが要因、との答弁がありました。

また、こども園の入園者が定数を超えると聞いているが、待機者が出た場合の対応は、との質疑に、定数を若干上回っていても、5年間は継続できるが、今後の具体的な方策はこども園との協議をしながら、待機者が出ないような形で進めたい、との答弁がありました。

また、保育は、病児保育などいろいろなテーマが挙がってくる。今後こども園についてはどのような形でやっていくのか、との質疑に、こども園だけでは待機者の解消は難しいので、教育委員会とも連携しながら、こども園、幼稚園をどういった方針で運営するか、協議を進めながら検討してまいりたい、との答弁がありました。

消防関係では、火災の１１９番通報について、不具合があったのか、との質疑に、火災のサイレンについて、不具合が起こっており、業者に確認を取っている、との答弁がありました。

また、指令システムの更新により正常運用ができるのか、との質疑に、サイレンとは別のシステムである、との答弁がありました。

今現在の職員数は、また１年間、何人ぐらい新規採用しているのか、との質疑に、現在４２名在職しており、去年は２名新規採用している、との答弁があった。

教育委員会関係では、全児童にタブレットを配布しているが、ＳＮＳを規制する国もあり、問題となっている。タブレットを使用するに当たって、子供のＳＮＳの使い方についてどう対策をされているのか、との質疑に、ＳＮＳの問題については、非常に危惧される問題と思っており、フィルタリング機能を用いることも可能であるが、全てカバーはできないため、今後しっかりと対応していきたい、との答弁がありました。

また、デジタルに移行する学習に切り替わっていく中で、デジタル先進地の国がペンとノートに原点回帰していっている。タブレットの弊害というようなことも現状あるようだが、教育委員会として、今後の教育方針は、との質疑に、それぞれにメリット、デメリットがある。並行して、これらのいいところをどのように受け止めるか、教育の中では必要になってくる。学習指導要領に沿って、便利なツールと合わせて子供たちに書く力もしっかりつけさせ、文字を書く習慣も大事にしていきたいと考えていく、との答弁がありました。

また、スマホを介してのいじめは多いのか、その使用方法の指導も学校でしているのか、との質疑に、いじめに発展したものは少ない。学校でアンケート調査等を把握し、適切な指導もしている。また学校でそういう教育もしており、教員向けの研修も実施している、との答弁があった。

また、学校給食費の一部補助については、交付金で行ったのか、その額は、との質疑に、給食材料費の物価高騰について、国の交付金を充当して保護者の負担軽減を図る。また、昨年度の事業においては、上限が20円で、物価高騰に対する充当を行っている、との答弁があった。

久万高原町も子供たちが随分減ってきている中で、移住の子供たちは大いに期待をしたいが、全体的な条件整備が重要となっており、各課にまたがって協力が必要だと考えるが、横断的な連携や検討の場はあるのか、との質疑に、教育委員会としては、子育て部門の保健福祉課、移住定住促進のまちづくり戦略課と連携を取りながら対応している、との答弁がありました。

また、長い間、地方創生事業をやってきたが、横の連絡が取れず、条件整備ができなため、いろんな問題があり、実際には移住できない人はたくさんいる。役場の中に縦と横のつながりがあり、そういう協議ができて、受けることができると思うがどうか、との質疑に、一つの部署が単独で動くだけでは不十分と考えている。これは全庁挙げての取組が必要で、町の人口をいかに増やすかというのは、今後、組織づくりについて検討してまいりたい、との答弁がありました。

審査をしました結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第93号につきまして、12月12日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第93号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）」

歳入の予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、農林水産業費では、トマト選果期更新事業に対する補助金の計上、2億6,098万2,000円、森林整備担い手確保育成対策事業補助金の減額、マイナス1,150万円。林道路面整備崩土除去の作業業務委託料の増額、700万円。

商工費では、四国カルストトイレ新築工事設計委託料の減額、279万4,000円。レストラン湖畔高圧受電設備改修工事費の計上、161万7,000円。

土木費では、久万地区道路維持修繕工事請負費の増額、650万円。

災害復旧費では、令和6年7月の梅雨前線豪雨により、被災した農地4か所、農業用施設2か所の災害復旧工事、1,182万6,000円。同じく、林道の災害復旧工事、364万6,000円。令和6年8月の台風10号により被災した林道の災害復旧工事、1,120万円。同じく、河川2か所の災害復旧工事、1,250万円。

審査の主な内容は、まちづくり戦略課では、指定管理料の増額について、今回100万円近く増額されているが、大きな要因は、との質疑に、公益部門に1人支配人を配置し、公益部門と収益部門を兼務するという形を、公益部門の専属と決めたことが大きな要因との答弁があった。

また、今後、指定管理者から物価高騰などの運営費が不足したときの対応や、指定管理料の考え方はしっかり示す必要があると思うが、との質疑に、公益部門の経費で賄えないものについては、基本協定にも書かれているとおり、甲乙協議の下、見直していくことが必要と考えるので、状況に応じて対応していきたい、との答弁があった。

今後、地域のにぎわいを創出する、あるいは買物弱者の対策、過疎地対策を

するなど、地域の運営組織が公益と営利を兼ね備え、公設民営でやる事例も出てくる可能性があると思うが、その場合には、専門家を交え、指定管理料の精算をする体制づくりが必要と考えるが、との質疑に、公益部門と収益部門が混在する場合には、専門家の意見は大事になると思う。今後、そういう体制が取れるように検討してまいりたい、との答弁があった。

また、広域部門に係る人件費は、しっかりと基準を定め、公平性を保つために、早急にガイドラインが必要ではないか。公益部門については、人件費が多くを占めると思うが、基本的な考え方が変わることのないようにする必要があると思うが、との質疑に、公益部門については、一定のガイドラインが必要だと考えるので、後になって見直すことがないように検討して、基準を明快にしていきたいと答弁があった。

四国カルストのトイレ新築工事設計委託料の減額は、工事の延期、あるいは既存トイレの見直しはやめるということか、との質疑に、ミネラルイオントイレが観光庁の補助事業に採択となったので、イオントイレを設置し、既存のトイレの見直しは行わない、と答弁があった。

町の観光振興計画では、平成29年に策定されたと思うが、コロナ禍を経て、観光のニーズやトレンドは大きく変わっている。自治体と乖離した現行計画の見直しを行うべきと考えるが、との質疑に、コロナ禍以降、観光の形態というのは大きく変わっている。本町に足りない要素というのを、明らかに実行していく上で、計画の見直し、改定作業は必要だと感じている、との答弁があった。

また、町の観光分野においては、官民協働の話合い、枠組みを具体的に構築しなければならない時期に来ていると考えるが、との質疑に、町の観光振興だけに限らず、将来を見据える上で、そういった場が大事だという意見をよく聞いている。

昨年度から、持続可能な観光DXという取組において、集まる機会を徐々に設けている、との答弁があった。

観光係はいろいろな先例、先進事例を勉強していると聞いているが、観光先進地に追いつく、あるいは追い越していくという意気込みを、町として示すべきではないかという質疑に、そのところは非常に重要だと思っている。まず人材をどう確保していくか、活性化企業人の制度で、今、一部具体的な取組に近

づきつつある。

また、状況が決まり次第、報告したい、と副町長から答弁があった。

観光G Xの中では、国は2地域居住を促進していくとしていくとしているが、2地域居住を考える上で、この地域は他の地域にないものを持っており、当然、これはD Xの推進とともに強力に推進していく必要があると思うが、との質疑に、新聞報道でもよく耳にしている、移住政策として大事な一つであると感じている。

D X推進については、有効な補助事業なども活用しながら、引き続き進めてまいりたいとの答弁があった。

この町の観光施設を含めた町有施設の有効活用については、様々、日頃から議論をしているが、旧物産館みどりの活用の方向性もまだ見えてこないと聞く。道路を挟んでB & G海洋センター、遊具施設、菅生の製材所などを活用しながら、ゾーン形成できるのではないか。集客ゾーンの形成を図っていく考えはないのか、との質疑に、観光文化、スポーツ施設が集積している場所であり、それらを有効的に、有機的に結びつけて、一体的にゾーニングするという考えは非常に大事だと考える。それらの事業費はかなり必要と思われるので、理事者や関係者とも協議しながら、検討を進めたいとの答弁があった。

本町においては、博物館や美術館、文化財を用いてイベントを開催するユニークメニューの活用を考えるべきではないか。上黒岩岩陰遺跡など、歴史上、非常に貴重な歴史文化遺産であり、これら資源を観光に結びつけ、地域の魅力発信、入込客数の増大につながる方策を検討すべきではないか、との質疑に、ふだん味わえない特別な体験というものが、旅行商品になり得ると思っている。文化財は教育委員会等の協議も必要となるので、連携を図りながら、新たな視点で取り組んでみたいとの答弁があった。

農業戦略課では、J A松山市が行うトマト選果場の整備事業について、総事業費負担割合、事業内容は、との質疑に、総事業費4億7,062万4,000円で、内訳は国費が2億1,039万2,000円、町費が4,706万2,000円、J Aの負担が2億964万2,000円、事業の概要は、公会堂処理センター自動箱詰めロボットの更新との答弁があった。

補助金の流れとしては、県の支出金という形であるが、実質は国の補助金で、

県の負担はない形になっている。県も農業振興に対してかなり力を入れているが、今回にあっては、県の役割は、との質疑に、今回のトマト選果場の整備に当たっては、農業関係、三つの事業が該当しており、その中で一番有利な事業を選定していただいた。いずれも、補助率は国が2分の1となっており、県費はない事業となっている。

県としては、計画書を精査していただき、農政局へ提出し、国と農政局との書類の調整をしていただいた、との答弁があった。

今回の事業は、産地生産基盤パワーアップ事業であると思うが、事業採択は確実なのか、大きな流れの中で、産地の統合の話も出て心配していたが、国の補助を受けて選果場を運営できると、Qブランドとして販売できる。久万高原町の農業を守ることについて、どう考えているか、との質疑に、国へは地方創生という中、小さな産地を守ること意識してもらいたいと言っている。補助決定までは至っていないが、県も、随分と一生懸命に頑張っていたいただいた声は届いていると思っている。産地は必ず守っていききたいとの答弁が、町長からあった。

高齢化による耕作放棄地減少に歯止めをかけようと、懸命に農地集積に取り組んで、米づくりを請け負う農家に対する支援の拡充も、今後必要ではないかと考える。現状で、後継者を含む新規参入農家に期待できるのか。この10年間で、水田の減少状況は、との質疑に、耕作放棄地や遊休農地の対策として、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能の支払交付金の活用をしながら、農地や農家数の維持及び、地域の活性化に取り組んでいる。

新規参入農家については、毎年、農業公園の卒業生が3名程度おり、水田の耕作も依頼している。水田については、10年間で195ヘクタールが減少している、との答弁があった。

平成26年から始まった農地バンクや、人・農地プランの成果は出ているのか、との質疑に、農地バンク事業については、昨年度までに13.5ヘクタールの農地が地域の担い手に集積されている。

人・農地プランについては、これまで13地域が選定され、農地や担い手の確保等、営農活動の継続に一定の成果を見せている、との答弁があった。

山間地域での農業は、大規模経営が非常に難しく、繁忙期以外は林業やシイ

タケ栽培など、複合経営で生計が成り立ってきた。町は、農家の複合経営が可能になるよう、希望者には様々な研修や講習を、年間通じて受講できる仕組みをつくることができないのか、との質疑に、県の協力を得て、11月以降にも収入が見込める新規作物の実証実験など取り組んできたが、定着には至っていない。

複合経営については関係機関との連携を図り、情報発信に努めたい。また、研修や講習を年間通じて受講できる仕組みは、県、農協との連携や、類似した出張の状況も研究しながら検討していきたい、との答弁があった。

農業土木の施工については、度々変更され、追加工事が続いている現状であるが、調査設計の甘さにより、工事が追加されていくのか。今後の対策については、次に工事着手後、施策確認を行ったところ、地盤が軟弱で湧水も確認される状況であり、掘削も行わないと、地盤の状況が分からないという現場もある。

難しいところもあるが、今後は、さらに現地確認をしながら取り組んでいきたいとの答弁があった。

林業戦略課では、災害によって林道が通行できず、伐採した木材の搬出作業ができなくなっている林道があると聞いているが、早期の復旧が必要であると思うが、どのような対応を考えているのか、との質疑に、被災箇所の発見が遅れ、国庫補助の対象とすることができなかったという経緯がある。早期の復旧を目指して補正を行い、可及的早期の発注を行いたい、との答弁があった。

また、今後の復旧スケジュールはどのようになるか、との質疑に、比較的被災規模が大きいため、発注後の工期も約5か月程度かかると見込んでいる、との答弁があった。

現在、町が将来的な素材生産量を長期的スパンで見て、20年後30年後の素材生産量はどのように予測しているか、との質疑に、最終的に、目標値としては、25万立方メートルを目指している、との答弁があった。

町の主要産物は木材だと思うが、出材料の変化は敏感に捉え、変化の要因分析をしっかりと行う必要があるか。林業戦略課は要因分析をしているのか。あるいは、森林組合林業商社もあるが、どういう体制で、どういった方法で分析して、林業戦略の判断材料としているのか、との質疑に、出材料や市況状況は、

森林組合や他の市場の関係者から1人、また愛媛県の森林林業課からの情報を基に推計している、との答弁があった。

木質バイオマスの調達計画にも、非常に大きな影響を与えてくると思うが、しっかりと分析できる体制は整えていく必要があると考えるが、との質疑に、高性能林業機械が充実してきたということで、間伐に関しては、維持または右肩上がりに進むと考えているが、現状の実態をしっかりと把握して、戦略に資するようなデータの収集体制は取っていききたい、との答弁があった。

現状、町として、日々の素材生産の状況分析が十分な根拠を持ったものではないが、林業の業界で、素材生産量が落ちている。これは必ず復活するというものでよいのか、との質疑に、林業事業体は認定事業体20社ぐらいと思うが、その生産量は維持できていると考えている。自伐林家に関しては、多少、減少傾向にあるということで、林業経営管理制度を使って、集約、集積化を図り、今後、生産量の維持向上に努めていきたいとの答弁があった。

経営管理制度は、発足あるいは5年前と比較して、今現在、どのように述べているのか、との質疑に、平成30年に制度ができ、昨年度の全森林所有者の意向調査を終え、約2万ヘクタールの所有者の意向を基に、今年度からその分析をしている、との答弁があった。

建設課では、様々工事が出ているが、速やかに工事関係を目指すべきと、9月議会でも申し上げたが、年度内完成を目指しているのか、との質疑に、年度内に完成するために、当初予算については、上半期までに発注するよう心がけている。関係機関との協議に時間を要する場合や、用地交渉など、不測の日数を要した場合には、発注時期が遅くなっている状況もある。今後も関連機関との調整を事前に行い、早期の発注を目指したい、との答弁があった。

全国的に公園構造における倒木被害が増えているが、特に町道を含め、公道沿線の倒木のおそれがある調査、対策に講じているか、との質疑に、倒木のおそれがある樹木の調査に関しては、公園内は公園管理者で日常点検を行い、倒木のおそれがある樹木が確認された場合は、緊急伐採を行い、公園利用者の安全確保に努めている。

また、町道等については、建設課が道路パトロールによって、倒木のおそれがないか調査を行っている、との答弁があった。

	審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議 長	常任委員長の報告は終わりました。 ここで委員長報告に対する質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 高橋委員長、お引き取りください。 各委員長の報告が終わりました。 議案第 9 3 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 4 号）」について、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	公立幼稚園の今後の対応について、どうしても 1 2 月議会で確認したいことがございますので、質疑をさせていただいてよろしいでしょうか、議長にお伺いいたします。 よろしいでしょうか。
議 長	よろしいですよ。
岡部議員	1 2 月議会は、町の課題を総括し、新たな年に向けた大切な議会であります が、複数の施策の答弁には、状況把握や、危機感の甘さを感じられることが散見されました。 その中におきましても、町内幼児教育の拠点が、今、危機的状況にある中、 幼児教育の質疑に対する、幼稚園の動向に関する具体的な答弁がなかったことが非常に心配であります。

新園児数が期待できない園や、休園している園もありますが、各幼稚園の先生方は発想の転換を含め、自主的に検討会を開くなどして、園の取組を地域や子育て世代への情報発信を懸命に行っていると聞いております。

公立幼稚園は、町の大事なインフラであり、幼児教育の質及び向上は、公的に保障しなければならないと考えますが、現状において、町が目指そうとする公立幼稚園の方向が、子育て世代に見えているのでしょうか。また、理解されているのでしょうか。

新年度の4月が目前に迫っていますが、町はどのような対策、対応をされているのか、町民にお示しいただきたいと思います。

議 長 （住野教育長を指名）

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをしたらと思います。

町内の幼稚園教育の現状については、岡部議員が御指摘のとおり、休園というふうな形の園もありますことから、このままでは幼稚園の存続自体、非常に危ぶまれる。そういう危機的な状況にあるというふうなことは、認識をしています。

本町の公立幼稚園の幼児教育の保障に向けて、各園が独自の募集案内なども作成をして、関係者への周知も行うなど、懸命に園児の確保に努めている状況にあり、教育委員会といたしましても、早急な対応が必要ということは認識をしているところでございます。

今後の幼稚園教育を考える場合に、保護者の働き方ニーズを踏まえると、幼稚園においても、早朝から、例えば夕方までの長時間の受入れや、あるいは預かりなども必要であるというふうに考えております。

また、子育て世帯のニーズは、一定の集団の中での教育環境も望んでいる状況に、現状はございます。

一方で、子供に関わる教員の待遇といった面も、あるいは勤務形態、そういったものも、大きな一つの課題というふうに考えているところでございます。今後は、共働きが非常に多い、保護者のそういった現状も、御意見などを参考にしていきながら、長時間の保育対応に向けた体制の整備、それから預かり保

育の拡充、そういったものなど、できるだけ早く、早急に関係者とも協議をいたしまして、具体的な方向性を、町民に見える形で示せるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

議 長 質疑ありません。
(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 教育委員会に一つだけお聞きしたいと思います。
シャクナゲの会、これは合併以前から、柳谷地区と久万町にあった会だと聞いております。

議会報告会当たりでも、老人会の支部当たりのマイクロバスの借上げ、今までは研修に使いよりでしたが、今はもう全く、支部にはバスは貸さないというような話も聞いておりますし、今の時代に合ったようなやり方をせないかんのやないのかなと思いますが。

私も、今年初めて、2人の女性の方から電話をいただいて知りましたが、1日研修で伊予鉄バスの大型バスを借りて、20人ぐらいの方が研修をして、食事代も全部みていただくんだ。

全てが本当かどうかは分かりませんが、合併以前から続けてきて、全町的に、公平公正じゃない会。条例の件についても、これは設置条例があるかないか分かりませんが、そういったことについては、早く検討をして、全町的に公平公正な会をもつようにするべきだと、私は思います。

その点について、新しくなられた教育長さんの御意見を伺いたいと思います。

議 長 (大西教育委員会事務局長を指名)

大西局長 瀧野議員の質疑にお答えします。
シャクナゲ教室につきましては、今年度、実施はしておる状況でございますが、後半に入りまして、来年度の計画を相談させていただく中で、一旦、本年度で事業は終えるということで、会員の皆様に説明し、御了解をいただいております。

今後は保健福祉課との連携の中で、高齢者教育の部分を補っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 3 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 4 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

ここで、3 時 5 分まで休憩いたします。 (午後 2 時 5 3 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を行います。 (午後 3 時 0 6 分)

議長 日程第５、議案第９４号から、日程第１２、議案第１０１号までの令和６年度特別会計、事業会計補正予算に関する８件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第５、議案第９４号から、日程第１２、議案第１０１号までの令和６年度特別会計、事業会計補正予算に関する８件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第９４号、第９５号、第９６号、第９７号、第９８号、第１００号につきまして、委員会を開催しまして審査を行いましたので、その概要を一括して報告をいたします。

議案第９４号「令和６年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」

予算の補正額は、総額１７５万３，０００円の増額補正で、累計１０億７，３９５万７，０００円となります。

歳出の主な内容は、一般療養費の増額、９０万円、精算返還金の増額、６５万５，０００円。

歳入の主な内容は、普通交付金の増額９０万円、一般会計繰入金の減額５７万５，０００円。前年度繰越金の増額、１３６万８，０００円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第９５号「令和６年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別

会計補正予算（第２号）」

総額４６８万６，０００円の増額補正で、累計６，０９５万５，０００円となります。

歳出の内容は、人件費の増額２１７万円、備品購入費の増額２５１万６，０００円。

歳入の内容は、前年度繰越金の増額４６８万６，０００円です。

審査では、診療所のコンピューターの更新に合わせて、町立病院とのネットワーク連携を図るとなっているが、その連携、内容は、との質疑に、現在、町立病院から医師を派遣して診療を行っているが、ネットワークの連携を行うことにより、電子カルテの運用が可能となる。

患者さんの情報を、町立病院でも医師が確認可能となるものとの答弁がありました。

また、事務的なものについても、ネットワーク通知ができるのか、面河診療所のコンピューターとの関係はどうなっているのか、との質疑に、電子カルテ上での連携が、父二峰診療所においても可能になるということで、事務的なものは含まれない。面河診療所についても、将来、考えていかなければならないことが、器機の更新のタイミングで検討していきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第９６号「令和６年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）」

総額９５３万１，０００円の減額補正で、累計１億８，２４５万円となります。

歳出の内容は、人件費の増額１２万１，０００円、後期高齢者医療広域連合納付金の減額マイナス９６５万２，０００円。

歳入の内容は、一般会計繰入金の減額９５３万１，０００円です。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第９７号「令和６年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」

総額 3 3 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、累計 1 9 億 7 7 7 万 3, 0 0 0 円となります。

歳出の主な内容は、人件費の増額 2 9 1 万円。

歳入の内容は、一般会計繰入金の増額 3 3 2 万 2, 0 0 0 円でございます。

審査では、介護保険事業計画において、利用者または介護保険事業会計は順調に進んでいると思うが、問題はないのか、との質疑に、現在、計画に基づいた保険料で運営を行っており、給付費についても、増大な伸びもなく、今後の見通しとしても、前年度並みで推移をすると考えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第 9 8 号「令和 6 年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」

総額 2 1 2 万円の増額補正で、累計 5, 2 9 8 万 5, 0 0 0 円となります。

歳出の内容は、人件費の増額 2 1 2 万円、歳入の内容は、前年度繰越金の増額 2 0 9 万円であります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第 1 0 0 号「令和 6 年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第 1 号）」

1、収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は 5 7 3 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、累計 9 億 9, 9 0 8 万 7, 0 0 0 円となります。

支出の内容は、医業費用の給与費の増額 5 7 3 万 4, 0 0 0 円、収入の内容は、医業外収益の他会計負担金の増額 5 1 1 万 8, 0 0 0 円。医業外収益の他会計繰入金の増額 6 1 万 6, 0 0 0 円。

2、資本的収入及び支出。収入予定額を 1, 7 0 0 万円、支出予定額を 1, 7 1 3 万 9, 0 0 0 円、それぞれ減額補正し、収入の累計額が、1 億 4, 0 1 5 万 2, 0 0 0 円、支出の累計額が 1 億 4, 9 8 8 万 4, 0 0 0 円となります。

支出の主な内容は、電子カルテ更新整備費の減額 1 5 0 万円、薬剤管理システム更新整備費の減額 1, 8 6 8 万 4, 0 0 0 円、輸液ポンプ、リハビリ機器

更新整備のための備品購入費の増額３０４万５，０００円。

収入の内容は、他会計負担金の企業債の減額８５０万円。他会計からの長期借入金の減額８５０万円。損益勘定留保資金補填額は、１３万９，０００円の減額で、９７３万２，０００円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議 長

委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第９９号、第１０１号につきまして、
１２月１２日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第９９号「令和６年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第２号）」

総額２２２万２，０００円の減額補正で、累計１，４０３万円となります。

支出の内容は、分収林地植栽等業務委託料の減額、４１２万２，０００円、
皆伐施業植栽負担金の計上、１９０万円。

収入の内容は、前年度の繰越金の減額、２２２万２，０００円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第１０１号「令和６年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」

収益的収入及び支出。収入及び支出の予算額は、１０５万８，０００円の増額補正で、累計３億８，２３２万７，０００円となります。

支出の内容は、人件費の増額１６万円、支払い利息の増額８９万８，０００円。

収入の内容は、他会計負担金の増額１０５万８，０００円。

資本的収入及び支出。収入予定額を１，２００万円、支出予定額を１，０００万円と、それぞれ減額補正し、収入の累計が３億３，１９１万９，０００円、支出の累計が３億９，０５３万１，０００円となります。

支出の内容は、新設拡張改良費の工事請負額の減額１，０００万円、収入の内容は、企業債の減額６００万円。他会計からの長期借入金の減額６００万円。損益勘定留保資金等補填額は２００万円の増額で、６，３４５万２，０００円となります。

審査では、地震災害が発生した場合における飲み水とトイレの対策について、危機管理室とどのように情報共有し、必要な実装プランを検討しているか、との質疑に、水の確保については、危機管理室で孤立した集落に手動式浄水器５台、汲取り式簡易耐火タンク等を配備することとしている。

また、ペットボトルの飲み水を確保している。トイレ対策については、組立て式簡易トイレ、簡易トイレシートを、整備を行っているとの答弁があった。

最近、ピーファスの問題が国レベルで対策を検討されている。県内も調査を行っていると思うが、検出状況はとの質疑に、令和６年１１月３０日付の愛媛新聞に掲載された調査結果では、県内１４の水道事業で検出されており、本町においては、検出されていないとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

各委員長の報告は終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長

まず、議案第94号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第９５号「令和６年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第９５号「令和６年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第９６号「令和６年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 9 6 号「令和 6 年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。
議	長	続いて、議案第 9 7 号「令和 6 年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 7 号「令和 6 年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

続いて、議案第 9 8 号「令和 6 年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 98 号「令和 6 年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 99 号「令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号「令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補

正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第１００号「令和６年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第１号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１００号「令和６年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第１０１号「令和６年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 101 号「令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。
議	長	日程第 13、請願第 2 号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願」を議題とします。 本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。 (瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)
瀧野委員長		総務文教厚生常任委員会に付託をされました、請願第 2 号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願」について、12 月 12 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。 審査では、最初に紹介議員から、その理由と趣旨説明がありました。

質疑では、全国には苦しい立場の女性がまだまだ多いのではないかと。議員の1人として、批准が少しでも早くできるよう取り組んでおり、町においても、採択すべきではないかとの意見がありました。

討論では、国では、各方面からの意見を踏まえつつ、慎重かつ真剣に検討は進められていると認識しており、批准に伴う司法制度や、立法政策に関する国内法の整備が整う前に、急いで批准を求めることは適切ではない、との反対討論がありました。

採決をしました結果、採択とすべきとする者少数と認め、請願第2号は、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

これより討論に入ります。

まず、請願を採択することに賛成者の発言を許します。

(大野良子議員を指名)

大野議員

請願に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

今年、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数2024では、日本は146か国中118位と、低い状態にあります。具体的には、管理職への女性の登用の低さ、議会の中での女性議員の少なさ、また労働者の中の男女賃金の格差、こういうことであります。

さて、女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択されて、日本は198

5年にこの条約を批准しております。

批准して以後、男女共同参画社会基本法をはじめ、様々な取組をしてきました。

ここに請願しているのは、1999年に国連で採択された女性差別撤廃条約の選択議定書です。この議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を強める、そのために、個人の通報制度と調査制度を盛り込んだものです。

具体的には、国内で女性差別を訴えても認められなかったとき、女性差別撤廃条約に照らしてどうなのかということを、国際機関に通報して、審査を受ける、そういうことができるという、権利を認めるという内容を補償するものです。

国際機関から国内の判決と違う勧告が出されても、その国の政府の判断に任されるということでもあります。

選択議定書が批准されると、どういうことがあるかということですが、批准されると、司法の場、裁判所で女性差別撤廃条約を裁判に適用するというようなことができるようになります。

そして、ジェンダー平等と女性の権利の国際基準が、私たちのものになるということとも言えると思います。

政府は、選択議定書を検討するといって、23回の検討会を開いております。司法制度や立法制度との関連からというようなことで、答えを出していません。

現在347の地方議会で、選択議定書の批准を求める意見書が採択されていると聞いております。

この久万高原町においても、これらの問題の根底にあるのは、戸主制度が久万高原町でも残っているということです。主人を立て、男性を立て、男性は外で働き、家庭を守る。女性は家事、育児、介護という、そういう通念であります。

また、全国では性暴力に対する被害が後を絶ちません。このような状態の中で、女性差別撤廃条約の前文に、世界人権宣言を引用して、性による差別、その他いかなる差別もなくなるように権利、自由を享受することができるというように書かれております。

そのためにも、最後、請願事項ですが、久万高原町議会においても、国に対

して司法制度や立法制度と関連課題が解決し、環境整備を進める、このようなことを速やかに行って、その後、女性差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准することを求める意見書を提出していただきますよう、ここに請願をいたします。

以上です。

議長 次に、請願を採択することに反対者の発言を許します。

(光田 優議員を指名)

光田議員 議席番号３番、光田 優です。

請願第２号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願」について、反対の立場から討論いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書は、いわゆる個人通報制度を規定したものであり、現在、国では、各方面からの意見を踏まえつつ、これらの課題を慎重かつ真剣に検討している状況であり、検討は確実に進められていると認識しております。

また、この選択議定書を批准するには、国内の法律の整備や運用の見直しが必要となると思われ、場合によっては、法体系全体の変更も求められる可能性もあります。

批准に伴う司法制度や、立法政策に関する課題について検討を重ねて、これらの課題解決と国内法の整備が整うその前に、急いで批准を求めることは、適切ではないと考えます。

以上の理由から、反対の討論とします。

以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長	討論を終わります。 これより採決します。 この採決は、起立によって行います。 請願第２号に対する委員長の報告は不採択です。 この請願を採択することに賛成の方は、御起立願います。 (賛成者起立)
議 長	起立少数であります。 したがって、請願第２号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。 ご着席ください。
議 長	ここで、しばらく休憩いたします。(午後３時３８分) (休 憩)
議 長	休憩前に続き、会議を開きます。(午後３時４１分) お諮りします。 お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。
議 長	追加日程第１、議案第１０４号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

		提案理由の説明を求めます。
		(西村総務課長を指名)
西村課長		議案に基づき説明
議 長		提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を行います。
		質疑される方はございませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。
		これより討論を行います。
		討論される方はございませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。
		これより採決します。
		お諮りします。
		議案第１０４号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。
		したがって、議案第１０４号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長	追加日程第２、議案第１０５号「動産の取得について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （高木まちづくり戦略課長を指名）
高木課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （大原貴明議員を指名）
大原議員	このトイレの設置なんですけれども、これに関連して、先ほど議決した一般会計の補正予算で、四国カルストのトイレの新築工事の設計委託料２７９万円減額補正したと思うんですけれども、これの代わりに、今回、このトイレ３基導入という形の動産の取得となると思うんですけれども。 当初、２７９万のトイレ、設計の委託料を計上されたときに、既存トイレの更新であったりとか、例えば水源が確保できたんで更新する、あるいは増設する、そういった形の設計委託料という形であったと思うんですけれども、そのときに更新するのであれば、新たに何基設置しますよというような、具体的な数は出てなかったと思うんですけれども、今回、３基ということで新しくトイレを設置されるということになるんですけれども、この四国カルストのトイレ問題は、結構、大きな課題になっていたと思うんですけれども、３基でそれが解決されるのかどうか。 合わせて、既存トイレは水不足の問題も非常に問題になっていたと思うんですけれども、そこは現在、解消されているのか、この２点をお伺いしたいと思います。
議 長	（高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長

大原議員の質疑にお答えいたします。

まず、トイレのこの新設３基の基数でございますが、まず１点目、大きな問題として、ピーク時に既存のトイレの混雑の緩和のために、今回この３基で緩和をするということが１点。それともう１点は、昨年来、水不足でレストランとかトイレを臨時的に休むということございましたので、水資源が少ないこの場所において、仮に水がないとしても、稼働できる最低限のトイレという形で、既存の水道とか、電気設備に独立した形で、オフグリッドという形で設置するということを目的に、今回このトイレを設置するものでございます。

以上でございます。

議 長

（大原貴明議員を指名）

大原議員

普通、トイレの工事というと、一般的に考えたら、工事請負費みたいな形で工事があると思うんですけれども、今回、動産の取得となっているこの理由は、どういうトイレなのか御説明をいただきたいと思います。

議 長

（高木まちづくり戦略課長を指名）

高木課長

大原議員の質疑にお答えいたします。

今回のトイレにつきましては、既設のタイプで、移動可能という形を採っております。ですので、シーズンを通して、四国カルストで置くということも考えられますが、もう１点、例えば災害時ですとか、大きなイベント、特に冬季はカルスト、閉鎖しますので、そういったときに移動が可能であるというところを利点として、今回こういったトイレを、動産として取得するものでございます。

以上です。

議 長

（大原貴明議員を指名）

大原議員	最後にしたいと思います 移動可能なトイレということであれば、例えばいろんなところへ置けると思うんですけども、今後、汚泥の貯留槽を新たに造って、その上にポンと据付けなければいけないとかいうんじゃないくて、このトイレ自体、単体でそういったものも全て貯留しておけるというような形のトイレであるということで理解してよろしいのでしょうか。
議 長	(高木まちづくり戦略課長を指名)
高木課長	大原議員指摘のとおり、このトイレ単体に、ミネラルイオンという鉱物液を入れまして、それをもって分解すると。減収減菌の効果があるということでございますので、御指摘のとおりです。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第105号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 105 号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
議 長	追加日程第 3、発議第 9 号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」を議題とします。 趣旨説明を求めます。 (瀧野 志議員を指名)
瀧野議員	発議の趣旨説明
議 長	趣旨説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 瀧野議員、お引き取りください。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 発議第 9 号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、発議第 9 号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。
議 長		追加日程第 4、「総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。 お諮りします。 総務文教厚生常任委員長から、久万高原町議会会議規則第 7 3 条及び第 7 5 条の規定により、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件については、承認することに決定しました。
議 長		追加日程第 5、「産業建設常任委員会所管事務調査報告」を行います。 委員長の報告をお願いします。
		(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)
高橋末廣 委 員 長		産業建設常任委員会視察研修の報告を行います。 1 1 月 2 1 日午後、中能登町総務課震災復興対策室より、能登半島の地震に関わる被災状況復興の対応状況について、説明を受けました。 中能登町は、久万高原町と同じく中山間地にあり、また南海トラフ地震のときの予想震度、久万高原町における予想震度 6 弱と同じく、6 弱の地震がございました。そういったことで、中能登町のほうへお伺いいたしました。

能登半島は、昔から地震が多く発生、一旦発生すると、短期間に数回繰り返すのが特徴であります。

今回は、正月の元旦に発生しましたが、被災直後に自衛隊の救援部隊のほか、全国から地震の経験のある自治体、緊急消防援助隊からの支援があった。自衛隊車両等は防災拠点である道の駅に、緊急消防援助隊は中能登町消防署に集結した。

あと、能登半島の各被災場所への救援に向かうなど、中能登町は、今回の能登半島地震での集まる拠点、支える拠点、つながる拠点としての役割を担ったとのこと。

被害状況、中能登町は能登半島の付け根の中央部に位置し、津波、家屋火災の被害が大きかった能登半島北部の輪島市、珠洲市等にと比べると、比較的被害が軽微なほうであったが、それでも建物被害は全壊377戸を含め、6,887戸、うち住宅被害4,100戸と甚大であった。

それ以外にも、道路等の土木施設、水路、ため池、農林道等の農林施設、上下水道施設など被害は多岐にわたり、復興は仮設住宅の建設など、10年ほどかかる見込み。

自主避難。自主避難には、避難所に9か所、1,300人の避難。自主避難所を開設しても、支援物資がすぐに届かない問題があった。

公共交通の運休。JR七尾線、コミュニティバス、路線バスが運休し、交通に支障が出た。

自家用車で移動するにも、燃料が切れてガソリンスタンドに行列ができる状態であり、ガソリン、灯油等はふだんから備えるべきものである。

それから、これから行政の対応でございます。

支援物資の配達は、佐川急便等に依頼。有料ですが、災害救助法で補填。

液状化の土地への対応、住宅の耐震事業及び上下水道の耐震化、被災家屋への罹災証明の発行、危険家屋の公費解体、家庭ごみの収集片づけ、仮設住宅の建設、電気復旧隊の派遣、漏水対策、給水所の開設、被災のなかった浄水場の直近の消火栓を選別し、応急給水専用として給水を行った。

道の駅等での給水所の開設。この給水所には、他市町からもたくさんの方の行列がありました。

家庭ごみの収集処理、被災した地域コミュニティ施設の再建支援、集落または自治会への4分の3、1,200万円を補助。

その他対応。その他、これは行政だけにかかわらずの対応問題点ですが、被災家屋への応急処置等に、ブルーシートが多数必要である。

水の確保。各家庭にも防災井戸等の設置等を地下水に利用。水洗トイレにも使用。

民間事業者がコインランドリーを100円で開放、トイレの管理、公共施設はシルバー人材センターが管理対象。家で生活できる方でも、水が出ない場合は公共施設のトイレ等を利用し、トイレがあふれ、悪臭がして不衛生。

避難所の必要な物資、情報の錯綜、混乱。

冬なのに暖房が使えない。それからメールが集中して、安否確認ができない。電話は比較的使えた。

各自治会単位での安否確認は、町の災害対策本部が自治会等に連絡し、確認を行った。

最後の結びとして、地震の被災地には、初動として、近所に声をかけ、地域で共助、そして公助が安全確保。備えとして、とにかく飲み水、トイレ、食料が大事。長引けば洗濯、お風呂、生活用水も必要。

つながりとして、日頃のお付き合い、災害時の総合協定の締結、思いやりの心やバリアフリーが大事であるとのことでした。

続きまして、11月22日、福井県の池田町へ、木を生かしたまちづくりについて、視察を行いました。

池田町は福井県の南東部、岐阜県に接する四方を山に囲まれた盆地。総面積1万9,465ヘクタール。うち山林は91.7%。主に杉の針葉樹、ナラ、ブナから成る広葉樹の比率は1対1である。

また、人口は2,400人、高齢化率は41.8%、合計特殊出生率は1.58で、予算規模は40億円の町でありました。

平成大合併において、合併しないことを決定し、様々な改革に取り組んでいます。

経済規模を大きくするのは難しいため、経済、お金の回転率をよくする産業、農業、林業プラス地域資源活用の製造業プラス観光業を育てる。

暮らしたいと思う町の福祉力や、地域力を育てる。安心安全な地域や、美しい環境を育てる。また、社会減を止めるため、結婚、就職に対する流出を15%抑制する。移住者を年間30人、7.5家族増やす。また若年女性を1.13から1.61に上げる等、具体的な目標を掲げ、推移を検証しながら対策を上書きする、等の理念の下、4歳から小学生を対象とした、森のアスレチックや木工クラフトで遊べる遊びハウス、ゼロ歳から3歳児対象の木のおもちゃ、赤ちゃん専用の部屋を備えたおもちゃハウスの、二つの専用施設を視察いたしました。

ともに木材、木をふんだんに使った子供のための施設でした。

ものづくりを始めたい子供から、より深く楽しみたい大人まで、様々な形で木工体験が楽しめるウッドラボ池田や、日本最大級のメガジップラインや、頭上に広がる森のジャングルジム、アドベンチャーパークなど、ツリーピクニックアドベンチャーいけだを訪れたときには、小雨の降る平日にもかかわらず、家族連れと思われるグループが何組も来場していました。

町にないものを求めるではなく、あるもの、杉やナラの森林資源や、美しい環境が生み出される農産物など、少ない投資で商品にするなど、小さな町だからと諦めることなく、柔軟な発想と、よい意味での開き直り、挑戦している姿にたくましさ、可能性を感じた視察となりました。

夢は、単に育林、造林し、伐採、出荷することだけではなく、その材に付加価値をつけて商品化し、または連携や空間を利用して、都市と農村の交流を試みることも大事な利用方法だと思われます。

以上です。

議 長 高橋末廣委員長、お引き取りください。

以上で、産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議 長 お諮りします。

以上で、本定例会に付託された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。 (午後 4 時 0 8 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

1 2 月議会、大変お世話になりました。

上程いたしました議案、それぞれお認めをいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

ぜひぜひ、審議の中でいただきました御意見は、これからいよいよ令和 6 年度納めのときになってまいりますけれども、しっかりと皆さんの御意見、行政に反映してまいりたいと思います。

どうぞ、今後ともの御協力、よろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

なお、随分と、今日当たり、特段の冷え込みでございます。雪が降らないことを祈りつつ、これから厳冬期に入っておりますので、どうぞ皆様方、御自愛いただき、つつがない御一年をいただけますようにお祈り申し上げまして、お礼の挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

皆さん、御苦勞さんでございました。

以上で、令和 6 年第 4 回久万高原町議会定例会を閉会したいと思います。

事 務 局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員